

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「緊急事態宣言」が発令されたことを受け、在宅勤務を実施することといたしました。

これに伴い、問合せ及び加入・変更等の手続きは、4月9日（木）より以下の対応となります。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 【電子マニフェストシステムの利用】

通常のとおりご利用いただけます。

### 【問合せ】

- サポートセンター（0800-800-9023）の電話による問合せ対応は、4月9日（木）より停止いたします。
- JW センターホームページの問合せフォームより受け付けし、順次メールにて回答いたします。
- 回答までにお時間がかかる場合があります。
- 手続き方法・操作方法を紹介するビデオを作成しましたのでご活用ください。  
排出事業者の操作：<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/movie/haishutsu.html>  
収集運搬業者の操作：<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/movie/shushu.html>  
処分業者の操作：<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/movie/shobun.html>

### 【加入申込・加入者情報変更等手続き】

- 原則として書面による申請を受け付けておりませんので、Webでの申請をお願いします。
- 書面により申込、申請等された場合は、処理にお時間がかかりますのでご了承ください。
- 加入申込み（団体加入を含む）は、ホームページからお願いします。
- 加入者情報変更・解約は、マイページからお願いします。

次の申請については、書面でのお手続きになりますが、お時間がかかりますことをご了承ください。

- ・ 料金の支払い方法を変更する場合（振込⇔自動引落し）
- ・ 処分業者が料金区分を変更する場合（報告のみ⇒2次登録機能を追加する場合）
- ・ 料金支払代行者として登録する場合、代行者をやめる場合
- ・ 団体加入をやめる場合
- ・ 団体加入者が加入団体を変更する場合